

別所歩道橋橋梁塗裝修繕工事に伴う桁下高さ規制について

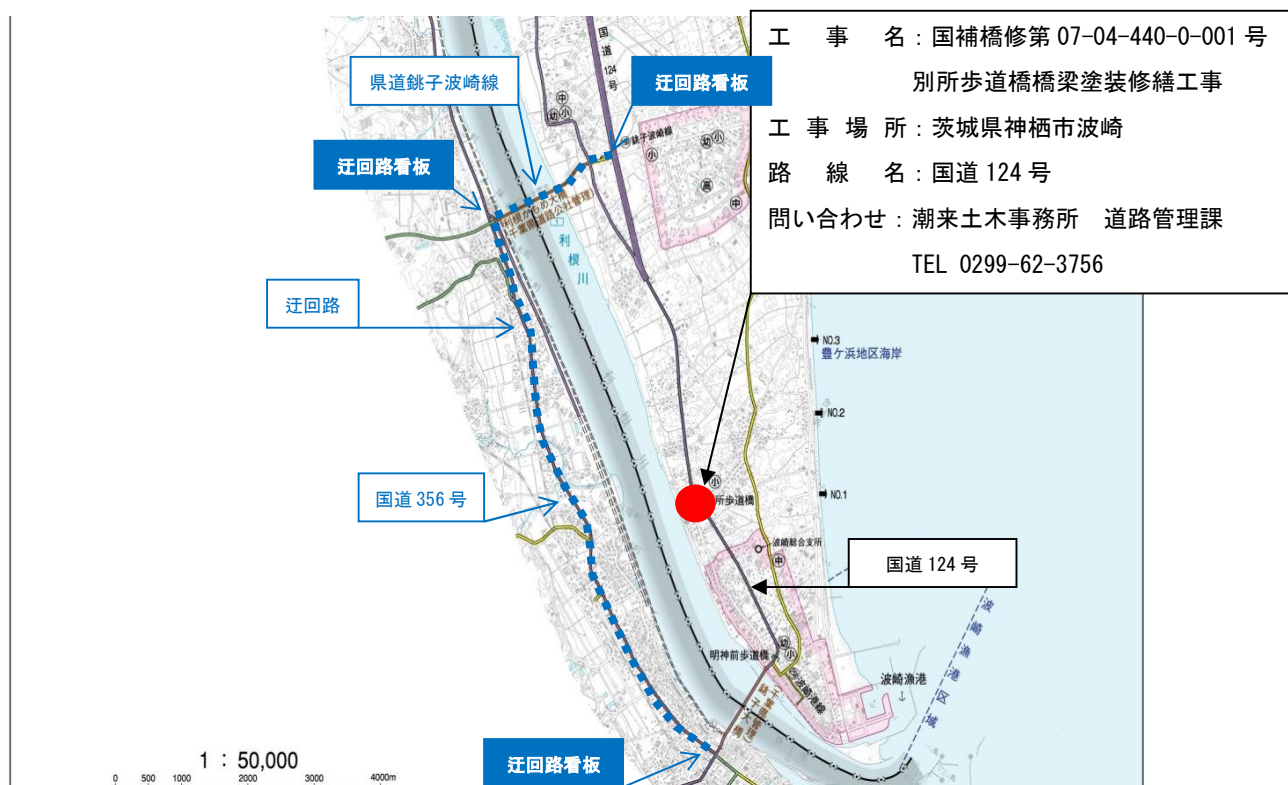
別所歩道橋の橋梁塗裝修繕工事に伴い足場を設置するため、下記の期間中、**桁下高さ3.8m制限**にて規制をいたします。該当車両にて通行される場合は、下記迂回路にて迂回通行のほどお願いいたします。

また、下記迂回路にて特殊車両にて通行する場合には、事前に特殊車両通行許可申請の手続きをして下さい。

○規制内容：**桁下高さ3.8m制限**（国道124号 別所歩道橋）

○規制期間：令和8年2月9日（月）から**令和8年9月30日（水）（予定）**
~~令和8年2月9日（月）から令和8年6月30日（火）（予定）~~

位置図



桁下高規制イメージ

